

山木議員（自民議連）

令和3年2月24日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）国籍の大切さを伝える教育について

人々が国境を越えて移動し、日本国内にも多様な背景を持つ人々が居住する今、日本を大切に思う国民が手を携えて、将来への責任を共有していけるように、国籍の重要性について子供たちに強く伝えなければならないと考える。

県としてどのように考え、どのように取り組むのか、併せて教育長に伺う。

（答）

国籍とは、日本国憲法第10条において、国民たる要件として定められており、国籍法において、その具体が規定されております。

また、教育基本法では、教育目標の一つとして、児童生徒に伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが定められています。

学習指導要領におきましても、我が国や郷土の伝統と文化の尊重、国を愛する態度を育成するとともに、良識ある公民として必要な能力と態度を育てることが示されております。

これらを受け、学校では、教科の学習や特別活動を通して、国際社会における日本人の果たすべき役割や日本人としての自覚を身に付けさせる等の取組を行っており、県教育委員会といたしましては、今後とも、学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、必要な資質・能力を身に付ける教育を推進してまいります。